

「折りたたまれた帝国」としての戦後日本——コメント——

岡 本 厚

本日は、帝国憲法一二〇年、二〇一〇年の韓国併合一〇〇年を機に企画された「日本思想史からみた憲法——歴史・アジア・日本国憲法」にお招きいただき、感謝いたします。

とりわけ浅野豊美氏の著作『帝国日本の植民地法制』及び本日のご報告は、きわめて綿密で実証的な歴史研究でありながら、現在の日本が向き合わなければならないさまざまな重要な課題に対する誠実な応答となっており、多くの刺激を受けました。改めて感謝したいと思います。私は、ジャーナリズムの世界で日々を送っており、学問的素養からは遠い人間です。今日はその視点から、たぶん雑駁にならざるをえないコメントをいたします。ご

海容のほどを願います。

浅野氏は、自分が追求してきたのが「民族と民族との「共存」のあり方」を歴史に問うことであつたといえます。折から、日中韓首脳会談に出席した三ヶ国の首脳が相互の協力を確認したのは「東アジア共同体」です（二〇〇九年一〇月一〇日）が、未だその「共同体」の内容も明らかになつていないものの、そのおおよその範囲が、二〇世紀前半に日本帝国が侵略し、植民地化し、あるいは戦場として戦禍に巻き込んだ地域とほぼ重なることは間違いありません。歴史的にいえば、それぞれの地域で進められた近代化と勃興したナショナリズムが、一方で

日本をモデルとし、強い憧れの対象とすると同時に、一方で抵抗と反発の対象としながら、「反日のナショナリズム」として民族意識を目覚めさせ、近代国家を形成し、現在にいたっていることを、私たちは忘れることはできません。敗戦および植民地の「喪失」、明治憲法から現在の憲法に変わって六〇年が経つにもかかわらず、植民地支配や戦争責任など歴史問題を含め、アジア諸国とどう向き合うかが、未だに大きな問いとして私たちの前にあるのです。

その意味で、浅野氏が日本とアジア諸国の関係を明治初期に遡り、台湾、朝鮮の領有時における「治外法権」撤廃の中に帝国法制の成立を見、可能性として存在した地域主義を圧倒しつつ帝国主義が成長、拡大し、敗戦による解体を経て、戦後にまで引き継がれる有り様を徹底して追求した方法論は秀逸であり、その努力は脱帽に値すると思います。特に私が注目したのは、戦後日本を「折りたたまれた帝国」として規定したことです。いま私たちが抱えている問題の大きな部分が、この「折りたたまれた帝国」からきていると思われるなりません。

突飛な思いつきと思われるかもしれませんが、この「折りたたまれた帝国」という言葉を聞いたとき、最近の総選挙で劣勢の自民党が最後に叫んだスローガン「日

本を壊すな」を思い出しました。たかが選挙による政権交代ぐらいで「日本」が壊れるなどとはいかにも異様な語り方です。フランスやアメリカでこんなスローガンを与党が打ち出したらと考えれば、その滑稽さが分かります。日本でもさほど有権者に影響はなかったと言われませんが、それでも自民党が危機感から支持基盤である保守層に訴えた「日本」とは何なのでしょう。

この「日本」は、いま私たちが日常生活を送り、こうであろうと考えている「日本」とは微妙にズレています。そこに表現されている「日本」は、戦後日本の保守が一貫して保ち続けてきた「戦前への回帰」志向と重なるものと思われまます。戦後五五年体制は保守対立「国内冷戦」（資本主義対社会主義）であったといわれますが、保守の政治勢力の一部には根強い「戦前回帰」志向——反戦後、反憲法、反民主主義——が存在してきました。明確な政治理念として表現されることはほとんどありませんが、そこにあるのは、天皇制、封建制、家父長制、イエ制度、男尊女卑、村秩序、皇国史観などへの牢固とした思いであり、対外的には戦前の歴史の正当化、侵略の正当化、アジア諸国への蔑視などだと思われまます。これはナショナルなものではありません。むしろ、浅野氏のいう「帝国」的なものといってよいのではないのでしょうか。

浅野氏は、帝国日本はその内側に台湾、朝鮮などの領土をかかえ、それら植民地は帝国憲法が十分に機能しない空間（法域）となっていたことを明らかにしました。

近代化、資本主義化は、封建制を打ち破って現れますので、そこに合理主義、開明主義、普遍主義を必然的に孕み、自由、平等、政治参加（民主化）などを掲げざるをえません。国民の自由や民主化への欲求も拡大し、国民国家として政府もそれに答えていかざるをえません。それこそが「文明国」の証となるからです。しかし同時にそれが「非文明国」に対する侵略と支配を肯定する根拠ともなるわけです。

どの帝国主義もそうであったように、帝国日本もまた、支配する諸民族に対して、次第に対等や自治を公言せざるをえなくなりました。しかし現実には、獲得した領土において、支配する民族（日本人、植民者）は、その優越、特権を手放すことはありません。その「偽善」の法的な表現が、「帝国法制」であると浅野氏は明らかにしています。

こうした矛盾を解決するために、帝国日本がとった一つの方法は、植民地の被支配民族を日本人にしてしまう（同化）ことです。法的に対等にする（選挙権、被選挙権の付与、公務員への任用など）という方法は、構想としては浮

上しながら、結局採用されることはなかったのですが、それが帝国日本の特徴であり、また限界であったと考えられます。

同化（言語、風習、思想、感情の内人化）とは、被支配民族を内側に飲み込み、噛み砕き、消化してしまうということなのです。すなわち矛盾そのものを消してしまおうということなのです。しかし、これは不可能なことであって、なぜなら帝国日本は、理念として被支配民族をも含みこむ普遍的な価値観をもっているわけではなく、「天皇制」「神道」「日本語」など極めて一民族的なものでしかなく、その上同化しても法的な平等性が保障されるわけでもない。その偽善性は、被支配者にはすぐに見破られます。結局同化は暴力・脅迫による強制以外にはありえず、被支配民族の反発、抵抗はより大きくなります。またその記憶も植民地からの解放後も長く保持されることになりました。

「帝国」の遺産は、なお日本人の感情にも残っています。被支配民族への優越感、蔑視、差別意識は、たとえば北朝鮮に対するメディアの表象の仕方に現れています。「専制、封建、貧困、飢餓、頑迷」などは、かつての日本の「非文明国」アジア（朝鮮、清など）への視線そのものです。さらに問題なのは、いまなお、帝国日本の偽善

性を引きずっている言説が後を絶たないことです。帝国日本が植民地の近代化を助け、むしろ「持ち出し」が多く、あたかも内地と外地が対等であつたかのような偽造された歴史観が横行しています（もともとは戦後一九四九年の外務省の報告の認識がこうであつたわけですが……）。帝國法制の研究を通して、浅野氏の主張は、これらの言説に対する説得力ある反論になっていきます。

六〇年代、朝鮮史の研究者が旧朝鮮総督府の官僚に聞き取りをした際、いずれの官僚たちも朝鮮支配を「植民地支配」と規定することに強く抵抗したといっています（宮田節子氏による）。アングロサクソン型の「植民地支配」ではない、という牢固とした信念（思い込み）を彼らは戦後も持ち続けてきました。「内鮮一体方針は……日鮮人をまったく平等視して、植民地関係を止揚せんとした理想主義的な性格を有していた」（鈴木武雄「朝鮮統治への反省」『世界』一九四六年五月号）、「日本は明らかに朝鮮を支配した。しかし、日本はよいことをしようとして、朝鮮をよりよいものにしてしようとしてやったことである。……もう二〇年くらい朝鮮をもつていたらよかつた」（高杉晋一・日韓会談日本側主席代表、一九六五年一月七日記者会見）、つまり非文明の朝鮮人を文明化した、「正しいことをした」のだという意識が、戦後も長く、国民一般に共

有されてきたといえます。これは、いわば偽善の内面化です。

近隣の諸国、しかも文明の程度においてそれまでほとんど変わらなず、千年に及ぶ長い関係を有してきた民族を植民地化したのが、帝国日本の特徴と言われます。ヨーロッパの帝国が遠くアフリカやアジア諸民族を植民地化し支配したのとは違う（イングランドの 아일랜드 支配やオーストリー・ハンガリー帝国などが例外か）。日本は東アジア世界からいち早く離脱し、朝鮮・中国を餌食とするこゝとによつて東アジア世界の解体を促進した、いわば自己の母胎を食い破つて近代世界に参加した東アジアの「鬼子」であつた、と歴史家・西嶋定生氏は述べています。しかし隣の民族に支配されることは、支配される民族にとつては屈辱と苦痛をより強くする。日本人への同化政策は、さらに耐えがたい屈辱と苦痛をもたらしたことでありましよう。

「正当なことをした」と考えている支配民族と、忘れがたい屈辱と苦痛を与えられたと考えている被支配民族。この両者の間にある大きな溝が、六〇年という時間が経過してなお、旧植民地諸国との和解が日本の一大課題とならざるをえない状況を生み出しています。まさに「折りたたまれた」日本の帝国性（帝国意識）が、なお問わ

れなければならぬ所以です。

三つ質問したいと思います。

第一は、「折りたたまれた帝国」としての戦後日本についてです。浅野氏は、その「折りたたむ」展開に、外地にいた日本人の財産（在外私有財産）の処遇を提出しています。もちろんこの在外財産がいわゆる「請求権」の根拠となったわけで、重要な問題であることは間違いないと思いますが、私がもう一つ、「折りたたまれた」帝国の問題として重視したいのは、逆に日本に残留した旧植民地被支配民族への処遇です。

朝鮮半島出身者、台湾出身者らは、戦争に動員され、兵士、軍属、労働者、慰安婦などとして帝国日本のために酷使された挙句、B C級戦犯などとして処刑されたり、台湾籍民の場合は「漢奸」として処刑されたりしました。一九五二年四月二十八日以後は、日本国籍を剥奪され、在留資格なく在留することができず（法律一二六―二一六）「外国人」となりました（まったく選択の余地なく）。選挙権はなく、国家公務員への就任もできず、「外国人登録証」の常時携帯と指紋捺捺を義務付けられました。旧植民地出身者は治安の対象とみなされたのです。それまでの「一視同仁」とは何だったのか、この掌の返しように、

帝国日本の残虐さと底の浅さが現れています。日本政府の朝鮮人に対する処遇は、第一は排除であり（引き揚げ、退去強制、また一九五〇年代末の北朝鮮への帰国運動もその一環）、第二は同化でした（帰化）。同化とは、名前、言語、風習、思想、感情まで含めた同化であり、まさに飲み込み、噛み砕き、消化してしまおうとするものでした。第三は、徹底した差別政策で、教育、社会保障、福祉、公共職への就職などからの排除です（これらは一九七〇年代以降の在日・日本の市民運動などの結果、かなり改善されています）。

こうした施策は、帝国が「外地」で行なった施策を、「折りたたまれ」て国内で「属人」的に行なったものとはいえないでしょうか。この問題は、現在も地方参政権の問題として私たちの課題となっています。浅野氏は在日旧植民地人の法的地位問題を、ご自身の帝国法制の分析の中でどう位置付け、捉えておられるでしょうか。

また日本国憲法は、旧植民地（外地）人の存在をどう位置付けているのでしょうか。その成立において、国内の旧植民地人は「当分の間外国人とみなす」とされ、選挙権を与えられていなかったため、その意思を反映することができませんでした（沖縄も同様）。

第二は、沖縄の問題です。沖縄は植民地ではありませんでした。しかし、一八七二年琉球藩を設置して、それ

まで琉球が外国と結んだ条約を外務省管轄に移したのを皮切りに、一八七九年には軍隊をもって琉球藩を廃し沖縄県を設置して、強制的に日本に組み込みました（琉球処分）。その後しばらくの間、沖縄では支配層の支持を得るために「旧慣温存政策」が取られ、土地制度や税制度などがそれ以前のままに据え置かれました（司法については不知）。こうした措置は、台湾や朝鮮で取られた措置と同様であり、沖縄はいわば「半植民地」のような存在と考えられていたのではないだろうか。沖縄は歴史的に独立国として中国にも独自に冊封を受け、また文化的にも本土と大きく異なり、神社や天皇制は存在しません。「皇室への崇敬の念に欠ける」というのが、本土人の沖縄人に対する感觸であり、その不信や疑念が沖縄戦において住民のスパイ視、処刑や「集団自決」強制などの悲劇をもたらしたと言われます。

いわば「内地」と「外地」の中間に位置するのが沖縄ではなかったでしょうか。戦前と戦後の七〇年代くらいまでは、沖縄人は朝鮮人などと並んで差別、蔑視の対象であったことはよく知られています。そしてその「半植民地」としての沖縄は戦後も同様に扱われています。米軍の占領下に置かれた沖縄は、日本国憲法の外に置かれ、アジア冷戦の最前線として軍事基地の島となりました。

むしろ、沖縄を基地化することを前提に非武装の憲法が成立したともいわれます。沖縄を切り離して米軍の施政権下に置くことを要請したのは昭和天皇でした（「天皇メッセージ」）。

「折りたたまれた」帝国としての戦後日本にとって、沖縄はどう位置付けられているのでしょうか。

第三は、内地外地を対等なものとしようとする、いわば地域主義の評価についてです。初代朝鮮統監伊藤博文が、立憲体制の地域的拡散を構想し、日韓の「協同自治」を考え、司法権の独立を考えていたことを浅野氏は強調しています。こうした構想が挫折したところから帝国が芽生えたとしています。しかし、一八七六年、砲艦外交で日朝修好条規を締結させて以来、日本の侵略政策は強固であったのではないだろうか。朝鮮の独立を名目にした一八九四年の日清戦争において、日本軍はまず朝鮮の王宮を占領し、戦争直後には王妃を殺害しています。また日本軍に抵抗して蜂起した東学農民軍を徹底して追い詰め、三万人から五万人を殺戮したといわれます（中塚明『司馬遼太郎の歴史観』）。大量虐殺ともいえるこうした日本の行為の中に、すでに「帝国」は芽生えていたのではないのでしょうか。

福沢諭吉は「朝鮮の」其国質を概評すれば知字の野蛮

国とも名付く可きものなれば、其改革の方法手段を談ずるに、すべて日本の先例を以って標準を定む可らず。唯我が日本国の力を以って彼らの開進を促し従わざれば之に次ぐに鞭撻を以ってして、脅迫教育の主義に依るの外なきを信ずるものなり」(一八九四年一月一七日『時事新報』と述べていたといえます(高崎宗司『「妄言」の原型』)。ここには、開化し文明化した先進国は、遅れた野蛮国を強制的に指導してもよい、そうすべきだという帝国主義の考え方が率直に表明されております。

伊藤は一九〇四〜一九〇五年の第一次、第二次日韓協約を締結する際、朝鮮王府の閣僚を威嚇脅迫し、締結を強要していますが、これはまさに福沢のいう「脅迫教育」そのものではないでしょうか。

つまり地域主義とは、対等を目指すといえながら、実は日本を主に置き、その指導のもとに主権国家を周辺に作り出そうとするものであり、その中に攻撃的侵略的な開化主義、文明主義が孕まれていたのではないか、という疑問です。

(岩波書店『世界』編集長)